

# 沖縄の自己破産実態調査

平成22年12月

沖縄県司法書士会

沖縄県司法書士会では、県下の自己破産申立者の実態調査を行い始めてから、今年で16年になります。この実態調査の結果を分析し、県下における破産者の実態を少しでも明らかにして、その実情をお知らせし、多重債務問題解決の手掛かりとすべく今年度も調査を行いました。

## 県下の破産と調停

- ① 平成16年までの自己破産申立件数（会社関係を除く）は、3年連続で2000件を超えていました。平成17年以降は、年々減少していき、平成21年は961件でした。本年（平成22年）の前半期は464件であり、平成21年前半期の436件より増加しています。
- ② 平成21年の特定調停申立件数は、866件であり、平成20年の2082件より半分以下に減少しました。
- ③ 当会の「なは司法書士総合相談センター」の相談でも、多重債務問題が相談件数の大半を占めています。

なお、上記で紹介した統計資料のうち、本年の前半期の自己破産申立件数は平成21年より増えてはいますが、平成21年の特定調停申立件数は、前年の件数から半分以下に減少しており、自己破産申立件数と特定調停申立件数の合計の件数だけを比べると多重債務者が減少しているようにみえます。しかし、これは法務大臣の認定を受けた司法書士（認定司法書士）に簡易裁判所訴訟代理関係業務が認められるようになったことの影響によるものと考えられます。司法書士法の改定により裁判外の和解についての代理業務も行うことができるようになった結果、司法書士による債権調査が可能になり、大幅に債務額が減少したことにより破産を回避して裁判外の和解（任意和解）をおこなったり、あるいは、今まで特定調停申立をしていたようなケースにおいても、債権調査により債権債務額を確定し、裁判外の和解（任意和解）により解決している事例が多数存在しているためであると考えられます。また、不当利得返還請求訴訟（過払金返還請求訴訟）等で自己破産を回避するケースもあり、自己破産申立件数の減少につながっているものと考えられます。

## 本年の破産申立調査と関連問題

本年も、1月1日から6月30日までの新規破産申立者についての調査を行いました。この間の県下の新規破産申立件数は464件（会社関係を除く）になっており、当会の調査はこのうち118件で、全体の約25%の申立者の調査になっています。

沖縄本島中南部の会員からの調査が主ですので、必ずしも全県下の傾向を反映できていない面もあろうかと思えます。しかし、債務者と面談して破産申立書を起案した当会会員からの調査結果は、かなりの正確性を持つものと確信します。

調査結果の数値とコメントは、「調査報告」（後記掲載）に譲りますが、いくつかの関連する問題について指摘しておきます。

(1) 本年は、昨年より自己破産申立件数が増えています。

### 前半期破産申立件数（1月から6月まで）

	H22年	H21年	H20年	H19年	H18年
那覇地裁	266件	254件	280件	344件	370件
沖縄支部	131件	110件	175件	201件	301件
名護支部	27件	33件	27件	45件	76件
平良支部	19件	10件	14件	19件	17件
石垣支部	21件	29件	18件	14件	20件
合計	464件	436件	514件	623件	784件

(2) 特定調停申立事件について、各簡易裁判所の件数を紹介します。

### 特定調停申立事件数

	平成21年	平成20年	平成19年	平成18年
那覇簡裁	483件	1148件	2297件	3321件
沖縄簡裁	221件	560件	1159件	1579件
名護簡裁	127件	240件	537件	841件
平良簡裁	18件	113件	156件	178件
石垣簡裁	17件	21件	43件	40件
合計	866件	2082件	4192件	5959件

### (3) 改正貸金業法の完全施行

各マスコミでも大きく報じられましたが、平成22年6月18日、有効金利の引き下げや無担保ローンの貸付を年収の3分1以下とする総量規制などの改正貸金業法が完全施行されました。これにより、返済のための借入を繰り返してきた方が、借入ができなくなったことにより、行き詰まってしまうことが予想されます。今後、破産申立件数の増加に影響を及ぼさないか注視が必要です。

### (4) ヤミ金業者の横行は重大な問題となっています。

破産調査には現れていないのですが、平成12年暮頃から、県内でもヤミ金融業者による違法営業が激増し、深刻な問題となっています。ほとんどが県外の業者ですが、平成14年頃からは県内でも違法営業の業者が現れるようになり、特に平成20年頃からは、貸金業登録をしていた個人の貸金業者やその従業員が、廃業後にヤミ金融業となるケースが増加しています。平成22年6月に、総量規制、有効金利の引き下げなどの改正貸金業法が完全施行されたことにより、今後は、借入ができなくなった方がヤミ金からの借入に流れないようにすることが、注意すべきこととなっています。

## 県司法書士会の事業として

当会は、本年度の重点事業の一つに「市民への法的サービスの拡充」を掲げ、会員の破産、調停、個人再生、不当利得返還請求訴訟、貸金被告事件等の実務の拡大と充実に努めます。同時に、司法書士会館を拠点として、次のとおり多重債務者問題の解決をめざした諸事業を実施します。

1. 市町村や社会福祉協議会、各種相談窓口への相談員派遣を引き続き推進します。
2. なは司法書士総合相談センターの無料相談事業を週2回（火曜日、木曜日）実施しています。
3. 高校卒業予定者等を対象とした講演会の実施を県下の高校に呼びかけます（啓発リーフレットも準備しています）。特に若年者のなかで多重債務問題が深刻化しており、全ての高校からの講師派遣要請を期待します。

# 調 査 報 告

## 平成 2 2 年 沖 縄 の 自 己 破 産

=平成 2 2 年前半期における新規自己破産申立者の調査報告コメント=

平成 2 2 年 1 2 月

沖 縄 県 司 法 書 士 会

### 調 査 方 法 等

- ① 本年 1 月 1 日から 6 月 3 0 日までに県会会員が取り扱った自己破産申立件数（合計 1 1 8 件）を対象にした調査結果です。
- ② 同件数は、6 月末現在の県下の地方裁判所（支部含）新規受付破産申立者（会社関係を除く）4 6 4 件の約 2 5 %にあたります。
- ③ 本島中南部の調査が主で、宮古・八重山及び本島北部の調査は不十分になっています。
- ④ 会員に対して、本年の破産申立者について、事情聴取や申立書記載事項から債務者一人一人についてのアンケート方式で回答を求めました。

### 報 告 方 法

- ① 調査結果のコメントをおこない、その裏付けとなる調査数値等は、末尾にまとめて数値または図表として掲載しました。
- ② コメントでは、平成 9 年からの調査結果も紹介し、各調査項目の推移を比較検討できるようにしました。

### 調 査 結 果 の 特 徴

#### 1. 年 齢 別 （ 表 1 ）

- ① 当会が調査を開始してから引き続き、破産申立者は全ての世代に渡っていて、3 0 ~ 5 0 代の社会の中堅層が全体の 7 1 %になっています。  
※ 3 0 代と 4 0 代で全体の 5 2 %になっています。
- ② 5 0 代の破産者は、1 9 %になっています。
- ③ なお、平成 9 年調査からの年齢別推移は下記のとおりです。

	20代	30代	40代	50代
平成9年	19%	31%	21%	17%
平成10年	20%	28%	26%	14%
平成11年	20%	27%	25%	16%
平成12年	12%	30%	24%	20%
平成13年	15%	31%	24%	16%
平成14年	20%	24%	28%	15%
平成15年	20%	29%	25%	14%
平成16年	19%	29%	24%	16%
平成17年	17%	30%	20%	21%
平成18年	17%	23%	28%	19%
平成19年	13%	29%	29%	17%
平成20年	9%	30%	29%	21%
平成21年	13%	26%	27%	19%
平成22年	11%	21%	31%	19%

2. 男女別（表2、表3、表3-2）

① 例年どおり女性が多く、男性の約1.4倍となっております。

※ 業者の営業が女性をターゲットにしている事が指摘できます。

② なお、平成9年調査からの男女別推移は下記のとおりです。

	男性	女性
平成9年	30%	70%
平成10年	37%	63%
平成11年	36%	64%
平成12年	36%	64%
平成13年	36%	64%
平成14年	31%	69%
平成15年	36%	64%
平成16年	39%	61%
平成17年	44%	56%
平成18年	33%	67%
平成19年	35%	65%
平成20年	38%	62%
平成21年	43%	57%
平成22年	42%	58%

### 3. 地域別（表4）

① 破産者が県内各地に広がっていることが分かります。

※ 電話やインターネット等で、店舗に行かずして契約を結ぶことが可能になったことが大きいと考えられる。

② 地域における司法書士会会員の業務受託との関係では偏りも指摘できますので、平成21年までの那覇地方裁判所（支部）の新規破産受付件数を下記に示しておきます。

参 考	各年の自己破産件数の推移＝那覇地裁発表・司法統計から				
	21年	前年比	20年	19年	18年
那覇地裁本庁	515件	88%	587件	682件	730件
沖縄支部	265件	72%	370件	398件	601件
名護支部	80件	121%	66件	82件	128件
平良支部	27件	104%	26件	27件	31件
石垣支部	74件	231%	32件	30件	38件
合 計	961件	89%	1081件	1219件	1528件

### 4. 破産申立前後の職業（表6）

① 破産前（申立前6か月）の職業では、ほぼ全ての職種に及んでいることが分かります。

② 「無職・主婦層」、「パート・アルバイト」、「契約社員・その他」などの収入が不安定と思われる層での破産は全体の58.5%で、昨年とほぼ同じ割合ですが、「会社員」の破産が増加傾向にあります。

③ 破産申立時の職業では、会社員や自営業者が減少し、無職者が増えています。高利の返済と厳しい取り立てに追われ、職場を失ったり、あるいは自営業を閉めざるを得ない状態に陥って破産手続きを求めていることが分かります。

④ 無職、主婦、パート層での破産が全体の約53%（半分）を占めることに、近年、変化はありませんが、会社員の破産が増加傾向にあることが読み取れます。ここから、長引く不況の中で生活苦が拡大し、定職者であったとしても生活困窮者となり、結果、破産にまで至っていることが解ります。生活費を借りに頼る実情が多く、多くの層で日常化している事は、大きな問題と考えられます。

## 参考：破産前の職業（最近の6年間）

（下表のほか職業不明がH21に1名、H22に1名あり）

破産前 調査年	会社員	公務員	自営業	パート・ アルバイト	スワ 勤務等	無職・ 主婦	契約社員 ・その他
H17年	54名 (26%)	0名 (0%)	25名 (12%)	64名 (30%)	12名 (6%)	50名 (24%)	7名 (3%)
H18年	41名 (25%)	2名 (1%)	25名 (15%)	57名 (35%)	0名 (0%)	34名 (21%)	3名 (2%)
H19年	32名 (18%)	1名 (1%)	31名 (18%)	54名 (30%)	3名 (2%)	45名 (26%)	9名 (9%)
H20年	45名 (26%)	0名 (0%)	29名 (17%)	57名 (33%)	1名 (0.6%)	36名 (21%)	6名 (3.4%)
H21年	35名 (27%)	0名 (0%)	11名 (8.6%)	39名 (31%)	0名 (0%)	33名 (26%)	9名 (7%)
H22年	37名 (31%)	1名 (1%)	10名 (9%)	29名 (25%)	0名 (0%)	33名 (28%)	7名 (6%)

### 5. 破産時の職業・収入・公的扶助・家族状況等（表5～表8）

- ① 破産時の職業では、「無職・主婦」層が激増し、社会的経済的な弱者に借金苦が広がっていることが分かります。
- ② 主な特徴は次のとおりです。

イ 破産時の平均収入は、月15万円以下が86%を占め、低所得層での破産が多いことを示しています。（表5）

参考：破産時の平均収入が月15万円以下の占める割合

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
86%	90%	80%	84%	83%	86%

ロ 生活保護世帯19名（16%）（表6附属）

参考：生活保護世帯の占める割合

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
9%	11%	10%	11%	11%	16%

ハ 単身家庭と母子（父子）家庭（４７％）。（表７）

参考：単身家庭の占める割合

平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
21%	19%	20%	16%	10%	26%

参考：母子(父子)家庭の占める割合

平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
13%	19%	19%	24%	12%	21%

ニ 住居は、賃貸住宅居住者が全体の 79%です。（表 8）

参考：賃貸住宅居住者の占める割合

平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
71%	72%	84%	79%	77%	79%

ホ 本人や家族が病気をかかえている債務者が 48%もおり、本人や家族の病気が借金のきっかけや増加につながっています。（表 6 附属）

	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年
本人	57 人(26%)	49 人(30%)	46 人(26%)	51 人(29%)	34 人(27%)	41 人(35%)
家族	41 人(19%)	31 人(19%)	25 人(14%)	33 人(19%)	27 人(21%)	16 人(14%)
合計	98 人 46%	80 人 49%	71 人 40%	84 人 48%	61 人 48%	57 人 48%

参考：病人世帯の占める割合

へ 債務者個人だけでなく、家庭生活が破綻していることを示す指標としての「家族の破産・調停」も 14%に及んでいます。（表 9）

参考：「家族の破産・調停」の占める割合

平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
20%	26%	25%	16%	10%	14%

6. どこから、いくらを借りているか。(表10～表13)

① 平均借入件数は約6社です。(表10)

なお、「10社まで」の借入で破産するケースが約92%です。

参考：10社までの借入で破産する割合

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
85%	73%	72%	73%	87%	92%

② 借入先のトップはサラ金（消費者金融業者）です。(表11)

破産者の約88%が利用しています。サラ金の平均利用件数は3.64社で、利用者の平均借入総額は約170万円です。平均金利が29%と仮定しても、利息だけでも月約4万1083円の支払いになります。破産申立者のうち、20代だけの調査では、サラ金利用者は100%になっています。(表22)

③ クレジット利用者が38%になっています。クレジットカードのショッピング枠利用というより、キャッシング枠利用（借入金）がほとんどです。

④ 日掛業者利用者が約12%と減少しています。

参考：借入先

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
銀行系	45%	42%	49%	45%	45%	48%
サラ金	93%	93%	88%	86%	88%	88%
クレジット	52%	45%	52%	53%	41%	38%
日掛	11%	20%	24%	24%	13%	12%
個人	15%	23%	20%	25%	16%	13%
その他	29%	28%	33%	26%	32%	30%

⑤ 破産者の平均負債額は697万円です。400万円以下の負債で破産に至る方が69%です。(表13)

参考：負債総額別の破産者の割合

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
0~100万	1%	1%	1%	2%	8%	8%
~200万	20%	18%	22%	22%	29%	33%

～300万	27%	27%	24%	24%	25%	18%
～400万	18%	19%	15%	14%	6%	10%
～500万	9%	12%	7%	7%	4%	3%
～800万	8%	8%	10%	10%	8%	9%
～1000万	3%	3%	4%	4%	2%	5%
～2000万	8%	9%	10%	10%	11%	8%
2000万超	8%	6%	4%	7%	6%	6%

⑥ 破産時の平均債権者数と平均債務総額の推移は次表のとおりです。

参考：破産時の平均債権者数と平均債務総額

平成9年調査	平均12社から	平均787万円の債務
平成10年調査	平均12社から	平均702万円の債務
平成11年調査	平均10社から	平均741万円の債務
平成12年調査	平均10社から	平均1020万円の債務
平成13年調査	平均9社から	平均929万円の債務
平成14年調査	平均10社から	平均764万円の債務
平成15年調査	平均10社から	平均774万円の債務
平成16年調査	平均10社から	平均716万円の債務
平成17年調査	平均8社から	平均577万円の債務
平成18年調査	平均9社から	平均615万円の債務
平成19年調査	平均9社から	平均785万円の債務
平成20年調査	平均10社から	平均684万円の債務
平成21年調査	平均9社から	平均713万円の債務
平成22年調査	平均6社から	平均697万円の債務

#### 7. 借金の目的（複数回答、表14）

- ① 借金の目的は、生活を補うための、84%。借金返済のためとした回答が、60%あり、共に大きな割合を占めています。
- ② 事業資金も25%に及んでいます。破産前の自営業者は約9%ですから、家族や親戚縁者が事業資金等の借り入れを手伝っていることを示します。
- ③ 保証人や名義貸しも、20%に及んでいて重要な問題です。
- ④ 遊興費は調査の中では、3件でした。借金の目的が遊興費の場合は特定調停や任意整理、個人再生を活用しているケースが多いと思われます。

⑤ 住宅ローン関連の破産は10%でした。各年度の実数は下記のとおりです。

参考：住宅ローン関連の破産者

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
19名	13名	18名	16名	16名	12名

⑥ 借金の目的調査についての推移は下記のとおり（複数回答）

	生活費	保証人等	事業費	遊興費	住宅ローン
平成9年	86%	38%	28%	3%	7%
平成10年	82%	22%	26%	3%	6%
平成11年	93%	26%	15%	4%	7%
平成12年	92%	21%	24%	2%	10%
平成13年	91%	24%	19%	3%	14%
平成14年	91%	25%	19%	1%	5%
平成15年	98%	19%	15%	3%	10%
平成16年	91%	28%	17%	1%	8%
平成17年	93%	23%	22%	6%	9%
平成18年	93%	35%	24%	4%	8%
平成19年	90%	29%	23%	5%	10%
平成20年	91%	25%	23%	5%	9%
平成21年	85%	27%	20%	0%	13%
平成22年	84%	20%	25%	3%	10%

## 8. 借金の期間（表16）

① 借金の期間は、「5年以上」が82%でした。最初の借り入れから破産申立までの期間が、長くなっていることを示しています。また、約44%が10年以上もの期間、借金に追われ続けてきたことが分かります。

② 借りてから3年以内の破産者は4%でした。

参考：借入期間の割合

	3年以内	～5年	～7年	～10年	～15年	15年超
H17年	11%	21%	25%	16%	13%	13%
H18年	10%	12%	20%	17%	18%	22%
H19年	7%	15%	18%	20%	17%	21%
H20年	6%	18%	14%	18%	17%	26%

H21年	9%	17%	9%	23%	17%	24%
H22年	4%	13%	16%	22%	22%	22%

### 9. 取立状況と生活の変化（表17、表18）

金融業者の厳しい取立てにより、職場を追われて失業したり、離婚等で家庭生活が崩壊しています。

- ① 取立てが原因となり、離婚したり別居した家族が21人（約18%）にもなっており、家庭生活が根底から破壊されていることが分かります。
- ② ガイドラインを無視した取立てにより、追い詰められて精神を害する者も少なくないことを指摘しておきます。精神に疾患をもつ者への貸付けや、自宅や職場への執拗な電話督促で、さらに精神的に追い詰められている債務者が少なくありません。
- ③ 自宅への取り立てが、今年は減少しています。平成17年から平成21年にかけて約8割の申し立て者が受けていたものが、平成22年においては、39%にまで減少しています。

参考：取立状況（複数回答）

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
自宅	78%	91%	86%	72%	85%	39%
職場	16%	19%	14%	18%	6%	3%
家族	11%	14%	10%	7%	2%	2%
違法取立	3%	5%	4%	6%	0%	1%
裁判	5%	7%	4%	3%	6%	6%
強制執行	2%	1%	1%	1%	2%	3%

参考：生活への変化（複数回答）

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
離婚	25人	18人	20人	22人	10人	16人
別居	6人	1人	4人	1人	1人	5人
退職	10人	11人	1人	5人	4人	10人
出稼ぎ	3人	6人	4人	6人	1人	2人
	326人中	282人中	212人中	174人中	128人中	118人中

### 10. 20歳代の破産申立者の特徴（表20～表25及び表1～表2）

- ① 新規破産申立者の約11%が20代の若年者になっています。（表1）業者のテレビCM、

インターネット等の広告が若年者をも対象にしていることも問題であり、若年者への消費者教育を徹底することが課題であることを示しています。

参考：20歳代の占める割合

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
20歳代	36人 (17%)	28人 (17%)	22人 (12%)	15人 (9%)	17人 (13%)	13人 (11%)
破産申立者	212人中	162人中	175人中	174人中	128人中	118人中

- ② 20歳代の女性の割合が、男性に比べ圧倒的に高くなっています。全破産申立者における男女の比率と比較すると、若い女性の消費者教育が重視されます。(表2、表20)

参考：20歳代の男女比

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
男性	12人 (33%)	9人 (32%)	6人 (27%)	6人 (40%)	7人 (41%)	2人 (15%)
女性	24人 (67%)	19人 (68%)	16人 (73%)	9人 (60%)	10人 (59%)	11人 (85%)
20歳代	36人中	28人中	22人中	28人中	17人中	13人中

参考：全破産申立者の男女比

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
男性	94人 (44%)	54人 (33%)	62人 (35%)	66人 (33%)	55人 (43%)	50人 (42%)
女性	118人 (56%)	108人 (67%)	113人 (65%)	108人 (67%)	73人 (57%)	68人 (58%)
破産申立者	212人中	162人中	175人中	174人中	128人中	118人中

- ③ 借入件数は、62%が1件から5件です。少ない借入先でも破産に至る案件が急増している事が読み取れます。(表21)

参考：20歳代の借入件数

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
1～5件	13人(36%)	7人(25%)	7人(25%)	7人(47%)	6人(35%)	8人(62%)
6～10件	21人(58%)	15人(54%)	10人(54%)	8人(53%)	11人(65%)	5人(38%)
11～15件	2人(6%)	5人(18%)	3人(18%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)

16件以上	0人(0%)	1人(4%)	2人(4%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)
合計	36人	28人	22人	15人	17人	13人
総借入件数	236件	199件	189件	89件	101件	69件
平均借入件数	6.6件	7.1件	8.6件	5.9件	5.9件	5.3件

- ④ 借入先は、1位がサラ金利用とクレジット利用でともに100%、3位が銀行利用で23%となっています。(表22)クレジット利用の割合が例年より、急激に高くなっています。

参考：20歳代の借入先（複数回答）

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
銀行系	11人(31%)	8人(29%)	6人(27%)	2人(13%)	3人(18%)	3人(23%)
サラ金	35人(97%)	26人(93%)	22人(100%)	14人(93%)	17人(100%)	13人(100%)
クレジット	18人(50%)	11人(39%)	8人(36%)	7人(47%)	5人(29%)	13人(100%)
日掛	0人(0%)	3人(11%)	4人(18%)	1人(7%)	1人(6%)	1人(8%)
個人	1人(3%)	4人(14%)	2人(9%)	1人(7%)	2人(12%)	1人(8%)
その他	9人(25%)	8人(29%)	6人(27%)	5人(33%)	9人(53%)	8人(62%)
20歳代	36人中	28人中	22人中	15人中	17人中	17人中

- ⑤ 負債総額は、収入とも関連し、85%以上が300万円までの借金です。(表23)

参考：20歳代の負債総額

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
0～100万	0人(0%)	1人(4%)	0人(0%)	1人(7%)	6人(35%)	0人(0%)
～200万	11人(31%)	6人(21%)	8人(36%)	9人(59%)	8人(47%)	9人(69%)
～300万	15人(42%)	15人(54%)	11人(50%)	4人(27%)	2人(12%)	2人(15%)
～400万	7人(19%)	5人(18%)	2人(9%)	0人(0%)	1人(6%)	0人(0%)
～500万	2人(6%)	1人(4%)	0人(0%)	1人(7%)	0人(0%)	0人(0%)
～800万	1人(3%)	0人(0%)	1人(5%)	0人(0%)	0人(0%)	2人(15%)
～1000万	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)
～2000万	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)
2000万超	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)
20歳代	36人中	28人中	22人中	15人中	17人中	13人中

- ⑥ 借入期間は、5年以上が62%もいます。10代からサラ金業者等を利用している者が少なくないことを窺わせています。(表24)

参考：20歳代の借入期間

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
3年以下	7人(19%)	5人(18%)	3人(13%)	2人(13%)	3人(18%)	0人(0%)
～5年	12人(33%)	5人(18%)	2人(9%)	9人(60%)	6人(35%)	5人(39%)
～7年	16人(44%)	13人(46%)	13人(46%)	2人(13%)	1人(6%)	3人(23%)
～10年	1人(3%)	4人(14%)	3人(14%)	1人(7%)	5人(29%)	3人(23%)
10年超	0人(0%)	0人(0%)	1人(0%)	1人(7%)	1人(6%)	2人(15%)
不明	0人(0%)	1人(4%)	0人(0%)	0人(0%)	1人(6%)	0人(0%)
20歳代	36人中	28人中	22人中	15人中	17人中	13人中

- ⑦ 借金の理由については、生活費や借金返済が主な理由になっています。消費財の購入が23%と増加しています。(表25)

参考：20歳代の借金の理由(複数回答)

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
生活費	34人(94%)	26人(93%)	22人(93%)	14人(93%)	15人(88%)	11人(85%)
事業資金	3人(8%)	0人(0%)	1人(0%)	1人(7%)	2人(12%)	1人(8%)
遊興費	4人(11%)	2人(7%)	1人(7%)	2人(13%)	0人(0%)	0人(0%)
消費財の購入	11人(31%)	5人(18%)	4人(18%)	2人(13%)	3人(18%)	3人(23%)
保証人・名義貸	6人(17%)	12人(43%)	4人(18%)	4人(27%)	7人(41%)	2人(15%)
借金返済	27人(75%)	26人(93%)	21(93%)	13人(87%)	10人(59%)	8人(62%)
住宅ローン	1人(3%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)
その他	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	2人(12%)	0人(0%)
20歳代	36人中	28人中	22人中	15人中	17人中	13人中